また、同日内閣から、左記の者を調達価格等算定委員会委員に任命したいので、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月四日任期満了の植田和弘の後任）
松村　敏弘
（同日任期満了による再任）
山内　弘隆
（同日任期満了による再任）
髙村ゆかり
（同日任期満了の辰巳菊子の後任）
大石美奈子
（同日任期満了による再任）
山地　憲治

また、同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月一日任期満了による再任）
山田　攝子

報告書受領

一月九日内閣から、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく平成二十八年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成二十八年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は一月九日大韓民国へ出張のため出発した。

法務省

○定年退官

京都区検察庁副検事野村治和は、検察庁法第二十二条の規定により二月七日限り定年退官

最高裁判所

大阪簡易裁判所判事　加藤　優

小浜簡易裁判所判事に補する

兼ねて敦賀簡易裁判所判事に補する（一月八日）

○定年退官

簡易裁判所判事河下實は二月七日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、イラン国のイラン・イスラム革命記念日につき、二月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成三十年二月十四日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成30年1月17日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(6)第26293号	ヤエス商事株式会社
東京都知事(1)第31670号	日本フィンテック株式会社
沖縄県知事(1)第04243号	タイセイ

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成29年12月1日	関東財務局長(6)第01239号	株式会社SMBCモビット（株式会社モビット）

平成30年1月17日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(12)第00430号	高千穂商事株式会社

平成30年1月17日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
大阪府知事(4)第12489号	河南商事株式会社
東京都知事(2)第31416号	株式会社アイエムエス

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より次の内容の届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成三十年二月十四日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

定款の施行に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、定款第７条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

（協会員名簿の公開）

第２条　本協会は、協会員の商号、名称又は氏名及び住所、法人である場合においてはその代表者の氏名、その他必要と認める事項を記載した協会員名簿を作成し、協会員及び公衆の縦覧に供する。

（会員権の承継）

第３条　定款第９条第３項に規定する会員権の承継に関する事項は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1)　法人である会員が合併した場合において、その合併により存続し、又は新設される法人が貸金業者であるとき。

(2)　個人である会員が死亡した場合において、貸金業法（昭和58年法律第32号。「以下「法」という。」）第10条第３項の規定により相続人が貸金業者とみなされたとき及び当該相続人が貸金業登録を受けたとき。

（協会員代表者の資格要件）

第４条　定款第11条第１項に規定する協会員代表者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1)　協会員代表者は、登記された代表取締役（法人協会員が、指名委員会等設置会社である場合には、代表執行役を含む。）又は過去に当該協会員の代表取締役若しくは代表執行役の職にあった者で、本協会との関係で当該協会員を代理する権限を授与された者であること。

(2)　法第６条第１項第１号から第７号までの規定に該当しない者であること。

（届出事項）

第５条　定款第12条に規定する協会員の届出は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。

(1)　他の会社と合併したとき（当該協会員が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）。

(2)　分割により他の会社の事業の全部又は一部を承継したとき。

(3)　他の会社から事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

(4)　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。

(5)　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知ったとき。

(6)　定款を変更したとき。

(7)　法第24条の６の３の規定により、業務改善命令を受けたとき。

(8)　法第24条の６の４の規定により、登録の取消し、業務の停止又は役員の解任命令を受けたとき。